

少年健全育成活動報告書

（令和5年度実績）

江別市少年指導センター

（令和6年10月）

少年健全育成活動の取組

1	江別市少年指導センター概要	3
2	江別市少年指導センター巡回指導	5
3	江別市少年育成委員	8
4	不審者等の出没や被害の発生状況	9
5	子ども110番の家 指定状況	10
6	江別市指導連絡会及び江別市生徒指導担当教員連絡会	11
7	いじめの実態と対応	12
8	参考資料	15
	(1) 不登校児童生徒の推移と支援状況	15
	(2) 不登校支援事業の取組	18
	(3) 家庭児童相談の概要	22
	(4) 関係条例・規則等	23
	○ 江別市少年指導センター規則(令和2年教育員会規則第4号)	23
	○ 江別市指導連絡会開催要領(平成12年制定)	24
	○ 江別市生徒指導担当教員連絡会設置要綱(昭和57年制定)	25
	○ 江別市青少年健全育成協議会条例(平成26年条例第4号)	26
	○ 江別市いじめ防止対策審議会条例(平成30年条例第27号)	27

【注記】

本資料において、これまで少年健全育成の取組対象に位置づけていた不登校は、現在、問題行動ではなく支援の対象として位置づけており、令和5年度からは、「いじめ・不登校対策事業」を「いじめ防止対策事業」と「不登校児童生徒支援事業」の二つの事業に明確に切り分けて展開しております。

したがって、不登校に関する情報については、本資料では当面の間、参考資料として掲載いたします。

(令和6年10月)

1 江別市少年指導センター概要

(1) 沿革

昭和 41 年 7 月	市長部局に青少年対策室を設置
42 年 8 月	同対策室に専任補導係を設置
10 月	同係に江別市青少年センターを設置
12 月	同センターに少年補導員を配置し、58 人に委嘱
43 年 8 月	同センターに専任補導員 1 名を配置
11 月	市長部局から教育委員会（社会教育部青少年課補導係）に所管替え
46 年 9 月	専任補導員 2 名体制
47 年 4 月	江別市青少年センターを江別市少年補導センターに改称
48 年 4 月	社会教育課青少年係に所管替え（専任指導員 3 名体制）
51 年 4 月	第 1 種補導センターの指定を受ける。
63 年 4 月	専任補導員 2 名体制
平成元年 4 月	少年補導委員を 3 地区（1 地区 12 名）体制とする 江別市少年補導委員連絡協議会を設置
2 年 4 月	江別市少年補導センターを江別市少年指導センターに改称（専任指導員 4 名体制） 少年補導委員を少年育成委員に改称 江別市少年補導委員連絡協議会を江別市少年育成委員連絡協議会に改称
7 年 7 月	学校教育部総務課学務係にいじめ・不登校相談窓口を設置（専任指導員 1 名を配置）
10 年 4 月	いじめ・不登校相談窓口専任指導員 2 名体制
12 年 4 月	教育部青少年課を新設し所管替え 江別市少年指導センター専任指導員が生徒指導・少年育成委員・不登校等を担当
16 年 4 月	すぽっとケア&ケア事業を開始（専任指導員 3 名体制）
18 年 4 月	教育部参事（少年指導・学校安全担当）に所管替え
21 年 4 月	学校教育支援室参事（学校教育支援担当）に所管替え（専任指導員 4 名体制）
22 年 4 月	専任指導員 3 名体制
26 年 4 月	教育委員会の附属機関として江別市青少年健全育成協議会を設置
27 年 4 月	学校教育支援室教育支援課に所管替え
28 年 4 月	専任指導員 4 名体制
30 年 12 月	教育委員会の附属機関として江別市いじめ防止対策審議会を設置
令和 4 年 4 月	専任指導員 5 名体制
6 年 3 月	少年育成委員の廃止

(2) 仕組み

ア 設置目的

江別市少年指導センターは、青少年の健全な育成とその福祉を阻害する恐れのある行為の未然防止及び有効適切な指導並びに指導活動を行うことを目的として、昭和42年10月に設置された。(当時の名称は、江別市青少年センター)

イ 設置根拠

江別市少年指導センター規則

ウ 主管部局

江別市教育委員会 教育部 学校教育支援室 教育支援課

エ 設置年月日

昭和42年10月1日

オ 所在地

江別市高砂町24番地の6

カ 少年育成委員(※令和6年3月31日をもって廃止)

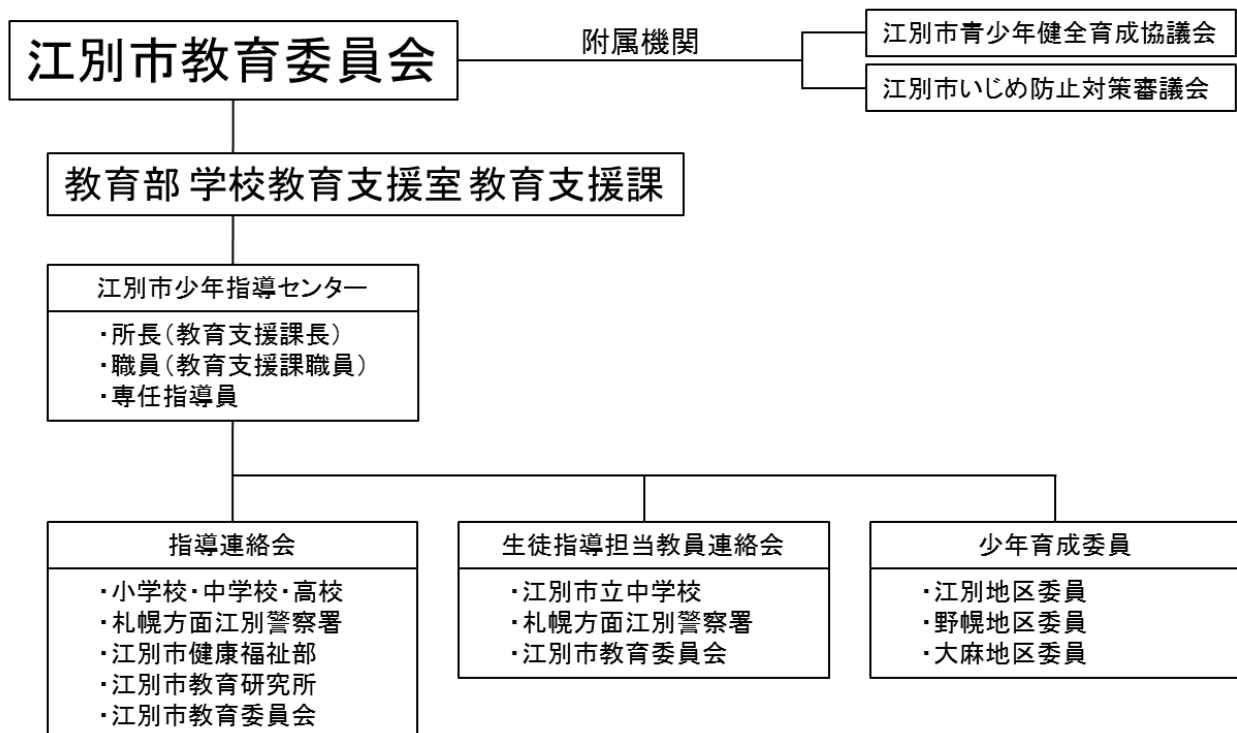
3地区(江別・野幌・大麻)20名

キ 職員

所長1名・職員5名・専任指導員5名

ク 組織

組織機構図



2 江別市少年指導センター巡回指導

(1) 巡回指導について

ア 一般巡回指導

(ア) 専任指導員の巡回指導

火曜日から木曜日まで、午後3時から午後4時まで巡回指導を実施

(イ) 少年育成委員の巡回指導

火曜日から木曜日まで、午後4時から午後5時まで、地区ごとに3人体制で巡回指導を実施

イ 特別巡回指導

(ア) 市内祭典巡回

江別神社、錦山天満宮の祭典に午後3時から午後8時まで巡回を実施

(イ) 特別巡回

不審者や変質者の目撃情報があった地域に特別巡回と啓発活動を実施

ウ 有害環境浄化活動

北海道青少年健全育成条例に基づき、立入調査員とともに市内コンビニエンスストア、書店、レンタルビデオ店、カラオケボックス、携帯電話の契約店等で有害図書の有無、及び夜間時間帯の利用状況等の点検を、重点取組月間である7月と11月に実施

令和5年度 巡回指導活動の状況

(1) 巡回指導実施回数及び人数の状況

種別			月 回数・人数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
一般指導	専任指導員		市内指導回数	7	8	8	5	5	6	7	5	4		2	2	59
			延　　べ　　人　　数	7	8	8	5	5	6	7	5	4		2	2	59
	育成委員	江別地区	市内指導回数	6	2	2	2	1	2	2	1	2		1	1	22
			延　　べ　　人　　数	2	6	6	6	3	6	6		2		1	1	39
		野幌地区	市内指導回数	3	3	3	2	2	2	3	2	2			1	23
			延　　べ　　人　　数	9	9	9	6	4	4	7		2			1	51
		大麻地区	市内指導回数	2	2	2	1	2	1	2	2			1		15
			延　　べ　　人　　数	6	6	3	3	6	2	5				1		32
特別指導	指　　導　　回　　数						2	6	1							9
	専　任　指　導　員	延　　べ　　人　　数					2	15	2							19
	育　成　委　員	延　　べ　　人　　数					2	15	2							19
合　計		指導回数		18	15	15	10	12	17	15	10	8		4	4	128
		専任指導員（延べ人数）		7	8	8	5	7	21	9	5	4		2	2	78
		育成委員（延べ人数）		17	21	18	15	13	12	18				2	2	118

(2) 巡回指導(一般指導)における主な巡回場所

施設区分	巡回場所
遊技場	・イオン江別店ゲームコーナー ・イオンタウン江別ゲームコーナー（令和5年10月9日閉店）
店舗	・ホクレンショップ元江別店 ・ビックハウス元江別店 ・コープさっぽろ江別店 ・江別蔦屋書店 ・イオン江別店 ・イオンタウン江別 ・ビックハウス野幌店 ・トライアル野幌店 ・ホクレンショップ大麻北町店 ・ラルズストア大麻駅前店 ・ビックハウス大麻店 ・ジョイフルエーカー大麻店 ほか
公園	・飛鳥山公園 ・泉の沼公園 ・湯川公園 ・大麻中央公園 ・大麻西公園 ほか
カラオケボックス	・カラオケ本舗まねきねこ野幌店 ・カラオケ「歌屋」江別店 ・カラオケ本舗まねきねこ大麻駅前店
レンタルビデオ店	・ツタヤ上江別店 ・ゲオ江別大麻店

(3) 各施設での児童生徒の状況等

施設区分	児童生徒の状況等
遊技場	巡回時は親子連れが多く、特に大きなトラブルはなかった。ゲーム機やスマホ等での遊びが定着し、入場者は確実に減っていると思われる。時々夜間に利用し、北海道青少年健全育成条例違反で補導された生徒がいたと警察から聞いている。
店舗	子どもたちの出入りは、市内中心部にある大型店舗に集中し、フードコートや映画館周辺にたまる傾向は昨年同様である。今年度はさらに、駐車場や屋上で飲食したり騒いだりして警備員に注意された中高生のグループがいた。中学生は学校でも指導したが、高校生は江別市内の高校に通学しているとは限らず、学校での指導は難しい。
公園	スケートボードでの遊びはやや改善され、危ない場面も減った。春頃、中学生が特定の校区の公園に大量に集まることがあり、何か悪さをしているわけではないが、周辺の住民に心配をかけたことがあった。
カラオケボックス	子どもの利用に関する協力の姿勢は、昨年同様、店によって分かれた。要請はしているが、店の方針と言われ難しい状況。中学生のみの利用は実際に行われているが、長期休業中や週末に多いため、巡回での発見は容易ではない。高校生が利用中に喫煙をし、店が注意したと聞いている。
交通安全	登下校中の歩行の仕方は相変わらず心配な状況。よそ見や広がって歩く場面が多々見られ、今後も注意が必要。自転車の乗り方も決して良くなく、事故に遭わないか危惧している。また、ヘルメットの着用に関して、改正道路交通法により努力義務化されたことに伴い、ヘルメット着用率の向上に向けて取り組む必要がある。

3 江別市少年育成委員

(1) 少年育成委員数

地区	人数
江別	6人
野幌	8人
大麻	6人

※令和5年4月1日現在

(2) 少年育成委員の業務

- ・少年の健全育成と非行防止に関すること。
- ・公園、商店、街頭などでの巡回指導。
- ・少年の健全育成や非行防止の研修に関すること。

(3) 少年育成委員の身分

- ・育成委員は、関係機関・団体及び民間協力者の中から教育委員会が委嘱する。
- ・育成委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ・欠員により委嘱された補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- ・育成委員の身分は、非常勤の職員とする。

(4) 巡回における指導の観点

- ・交通ルールを守っていない子はいないか。
※道路での遊び、自転車の乗り方（2人乗り）、車道を歩く、道路への飛び出し、信号無視
- ・駅、公園、店舗、道路、ゲーム場で喫煙・飲酒、落書き、いじめ、暴力行為等をしている子はいないか。
- ・店舗等で大声を出したり、走り回って周りの人に迷惑をかけている子はいないか。
- ・コンビニやスーパーで、たむろしたり、徘徊している子はいないか。
- ・万引きをしている子はいないか。

(5) 少年育成委員の廃止

昨今の少年を取巻く環境は、少子化に加え、携帯電話やゲーム機等の普及などにより生活様式が多様化し、少年の特性は青少年センターが設立された当初とは大きく様変わりしている。また、北海道における少年非行は、平成16年をピークに右肩下がりに減少していることなどから、育成委員としての活動を令和5年度で終えることとした。

4 不審者等の出没や被害の発生状況

(1) 発生状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

月	犯罪等・危険 警戒情報				不 審 情 報												参考情報				小計				合計	前 年 度 計		
					身体接触			声かけ			撮影行為等			つきまとい													その他	
	江別	野幌	大麻	全市	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	全市	江別	野幌	大麻	全市				
4月	1								1	1								1				1	2	1		4	1	
5月																											6	
6月		1							1														2			2	7	
7月	1				1				1					1								3	1			4	5	
8月											1											1				1	5	
9月				1																					1	1	8	
10月																											4	
11月																												
12月		1							1		1											1	2			3	3	
1月							1			1														2		2	2	
2月							1								1									2		2	2	
3月								1														1				1	2	
合計	2	2		1	1		2	2	3	2	2			1	1		1					7	7	5	1	20		
前年度計		1			4	2		9	4	9	2	4		1			2	1		3	3			21	15	9		45

(2) 主な内容

4月	犯罪情報(江別地区)は、不審者の男が部活後帰宅中の女生徒に下半身を露出をしたもの。
5月	
6月	犯罪情報(野幌地区)は、不審者の男が帰宅中の女生徒へ下半身を露出をしたもの。
7月	犯罪情報(江別地区)は、不審者の男が帰宅中の女生徒に下半身を露出をしたもの。
8月	
9月	危険、警戒情報は、江別市教育委員会宛に小中学校に対してサリン散布と爆破をする旨の告知メールが送られたもの。
10月	
11月	
12月	犯罪情報(野幌地区)は、不審者が小学校校舎内に無断侵入したもの。
1月	
2月	
3月	

5 子ども110番の家 指定状況

(1) 子ども110番の家の目的

児童・生徒が登下校時や公園・広場などで不審者に遭遇したときなど、いざという時に安心して駆け込める避難場所であり、子ども110番の家として指定を受けた一般家庭や事業所等は、避難してきた児童・生徒を保護した上で警察へ通報し、その児童・生徒の身の安全を確保することを目的とする。

(2) 子ども110番の家の表示

子ども110番の家のプレートは、道路から見やすい場所で、子どもの目線の高さに表示する。

今年度は認知度の向上等を図るため、プレートデザインを一新した。

旧デザイン



新デザイン



(3) 救助を求められた場合の措置

ア 110番通報

対応の手引に基づき、直ちに警察へ通報する。

イ 安全確保への協力

110番通報してから警察官が到着するまでの間、児童・生徒の安全を確保する。

(4) 子ども110番の家指定状況（各年度末現在）

各機関・団体	指定数		
	R3年度	R4年度	R5年度
個人	806	780	788
事業所	138	135	131
合計	944	915	919

6 江別市指導連絡会及び江別市生徒指導担当教員連絡会

(1) 構成員

種別	人数	主な構成員
江別市指導連絡会	50 人	江別市少年指導センター職員、小・中・高校の生徒指導担当教員、江別警察署生活安全課職員、江別市子育て支援課職員 等
江別市生徒指導担当教員連絡会	23 人	江別市少年指導センター職員、中学校の生徒指導担当教員、江別警察署生活安全課職員 等

(2) 会議内容

ア 江別市指導連絡会

- ・ 児童生徒の問題行為等に関する情報交換
- ・ 関係機関からの情報提供
- ・ 市内祭典行事の巡回指導
- ・ 小・中学生の「校外生活のきまり」の作成
- ・ 巡回指導の状況報告
- ・ 不審者情報の報告

イ 江別市生徒指導担当教員連絡会

- ・ 生徒指導交流
- ・ 江別警察署からの各種情報提供
- ・ 巡回指導の状況報告
- ・ 校内外の生活指導(服装、交通安全、ネットトラブル等)に関わる連絡協議
- ・ 高等学校との連携

(3) 会議の開催状況

種別	月 回・人	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
江別市指導連絡会	開催回数	1		1		1			1			1		5
	出席者延べ人数	48		35		46			45			45		219
生徒指導担当教員連絡会	開催回数		1	1	1		1	1	1	1		1	1	9
	出席者延べ人数		13	9	9		9	9	9	9		8	9	84

7 いじめの実態と対応

(1) いじめの定義について

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

(2) 基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。【いじめ防止対策推進法第3条】

(3) いじめの認知について

いじめは、早期認知・早期対応が重要であり、これまで、学校においては、児童生徒に対する年2回のいじめアンケート調査などを行いながら取り組んできましたが、さらに取組を進める観点から、令和4年度以降、いじめアンケート調査を1回増やし、年3回の実施としました。

これに伴い、いじめの認知件数は、令和4年度から増加していることをお含み置きいただき、各数値等をご覧ください。

ア いじめの認知学校数及び認知件数

年度	区分	認知学校数（人）	認知件数（件）
R 3	小学校	11	413
	中学校	8	74
	合計	19	487
R 4	小学校	17	984
	中学校	8	149
	合計	25	1,133
R 5	小学校	17	1,725
	中学校	8	182
	合計	25	1,907

※小学校は全17校、中学校は全8校、計25校

イ 学年別いじめ認知件数（件）

年度	小学校						計	中学校			計	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年		
R 3	75	72	86	80	51	49	413	43	21	10	74	487
R 4	168	245	176	188	135	72	984	85	45	19	149	1,133
R 5	366	437	304	299	160	159	1,725	113	48	21	182	1,907

ウ いじめの態様（件）※複数回答

年度 区分	R 3			R 4			R 5		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
悪口、脅し、冷やかし	193	47	240	585	101	686	943	140	1,083
仲間外し・無視	76	8	84	176	18	194	262	21	283
軽くぶつかる、叩く	107	13	120	197	24	221	404	32	436
暴力を振るう	50	2	52	121	10	131	160	8	168
たかり・金銭要求	2	1	3	12	0	12	4	0	4
持ち物隠し	16	5	21	29	9	38	75	7	82
嫌なことをさせられる	62	4	66	74	6	80	185	5	190
メール等で誹謗中傷	9	7	16	8	15	23	13	15	28
その他	0	0	0	4	0	4	0	0	0
合 計	515	87	602	1,206	183	1,389	2,046	228	2,274

エ いじめの解消状況（件）

年度 区分	R 3			R 4			R 5		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
解消している	411	74	485	645	106	751	1,385	133	1,518
解消に向けて取り組み中	2	0	2	339	43	382	340	49	389
合 計	413	74	487	984	149	1,133	1,725	182	1,907

※「解消している」とするには、認知してから3か月以上経過している必要がある。

※R 4から2月にも市独自のアンケートを始めた関係で、年度末時点において「取組中」が増えている。

オ いじめ発見のきっかけ（件）

年度 区分	R 3			R 4			R 5		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
担任教師が発見	1	0	1	5	2	7	31	1	32
他の教師からの情報	0	0	0	0	0	0	1	1	2
養護教諭からの情報	0	0	0	0	0	0	0	1	1
スクールカウンセラー、心の教室相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アンケートで発見	403	60	463	934	124	1,058	1,643	151	1,794
いじめられた児童生徒からの訴え	4	8	12	26	14	40	22	20	42
いじめられた本人の保護者からの訴え	5	1	6	16	5	21	13	6	19
他の児童生徒からの訴え	0	3	3	1	2	3	2	0	2
他の保護者からの訴え	0	2	2	2	2	4	12	0	12
地域、住民からの訴え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育センター等関係機関からの訴え	0	0	0	0	0	0	1	2	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	413	74	487	984	149	1,133	1,725	182	1,907

カ 学校のいじめ問題に対する日常の取組（校）

区分	年度	R 5		
		小学校	中学校	合計
①－１ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。		17	8	25
①－２ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。		16	7	23
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。		15	8	23
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。		14	8	22
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。		15	8	23
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。		15	7	22
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。		17	8	25
⑦ ＰＴＡなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。		11	6	17
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。		7	4	11
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。		16	8	24
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。		17	8	25
⑪ いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。		14	8	22

キ 教育相談・来庁等相談・電話相談の件数（件）

月	教育相談			来庁等相談			電話相談			心のダイレクトメール		
	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他
4 月	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	2
5 月	0	0	0	0	5	0	0	4	0	1	0	4
6 月	0	1	0	0	10	0	0	1	1	4	2	6
7 月	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1
8 月	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0
9 月	0	0	0	0	5	0	1	0	0	1	0	1
10 月	0	0	4	0	6	0	1	0	0	0	0	0
11 月	0	0	1	0	9	0	0	2	1	0	0	1
12 月	0	0	0	1	4	0	0	0	1	1	0	1
1 月	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
2 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3 月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
R 5 年度 合計	0	1	5	1	52	1	4	7	4	9	2	19
R 4 年度 合計	0	11	3	0	33	1	7	6	8	5	1	14
増減	0	-10	2	1	19	0	-3	1	-4	4	1	5

8 参考資料

(1) 不登校児童生徒の推移と支援状況

ア 不登校児童生徒とは

文部科学省は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

イ 不登校児童生徒数と在籍率

年度	人数／在籍比	小学校	中学校	合計
R 3	人数（人）	75	183	258
	在籍率（％）	1.30	6.25	2.97
R 4	人数（人）	89	197	286
	在籍率（％）	1.51	6.94	3.28
R 5	人数（人）	112	203	315
	在籍率（％）	1.91	6.98	3.59

ウ 学年別不登校児童生徒数（人）

年度	小学校							中学校				合計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計	
R 3	0	5	9	20	15	26	75	43	66	74	183	258
R 4	4	3	11	15	35	21	89	48	73	76	197	286
R 5	4	11	12	25	24	36	112	53	63	87	203	315

エ 不登校の態様（人）

従来							新区分					
区分	年度	R 3			R 4			区分	年度	R 5		
		小	中	計	小	中	計			小	中	計
い	じ	め	0	0	0	0	0	1	いじめの被害の情報や相談があった	1	0	1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	7	22	29	3	19	22	2	いじめを除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	2	23	25
	教職員との関係をめぐる問題	1	1	2	1	2	3	3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	4	0	4
	学 業 の 不 振	0	1	1	0	5	5	4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	7	11	18
	進 路 に 係 る 不 安	0	1	1	0	1	1	5	学校のさまり等に関する相談があった	1	0	1
	クラブ活動・部活動等への不適応	0	2	2	0	0	0	6	転編入学、進学時の不適応による相談があった	3	1	4
	学校のさまり等をめぐる問題	0	0	0	1	2	3	7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	7	6	13
	入学、転編入学、進級時の不適応	0	0	0	1	1	2	8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	37	6	43
	家庭の生活環境の急激な変化	2	0	2	2	0	2	9	生活リズムの不調に関する相談があった	27	40	67
	親 子 の 関 わ り 方	7	2	9	7	5	12	10	あそび、非行に関する情報や相談があった	2	9	11
	家 庭 内 の 不 和	0	0	0	0	0	0	11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	58	69	127
	生活リズムの乱れ、あそび、非行	13	7	20	3	16	19	12	不安・抑うつ等の相談があった	24	74	98
	無 気 力 , 不 安	44	147	191	69	129	198	13	障害(疑いを含むに起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	7	8	15
	上 記 に 該 当 な し	1	0	1	2	17	19	14	個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった	5	3	8
	合計	75	183	258	89	197	286		合計	185	250	435

※毎年度末に実施される文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における区分の変更に伴い、本報告書における表記も変更した。

※今回の変更により、複数回答が可能となったため、令和5年度における合計値は、不登校児童生徒数と一致しない。

オ 不登校児童生徒への支援（指導）結果状況（人）

区分	年度	R 3		R 4		R 5	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
①支援（指導）の結果、登校する又はできるようになった児童生徒		27	30	20	64	38	108
②支援（指導）中の児童生徒		48	153	69	133	74	95
合計		75	183	89	197	112	203

カ 相談・支援（指導）を受けた学校外の機関等（人）※複数回答

区分	年度	R 3			R 4			R 5		
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
①教育支援センター（適応指導教室すぽっとケア）		7 (3)	46 (39)	53 (42)	21 (19)	40 (40)	61 (59)	10 (6)	37 (36)	47 (42)
②教育委員会及び教育センター等の教育委員会所管の機関 ※①を除く		11 (0)	7 (1)	18 (1)	30 (6)	7 (0)	37 (6)	13 (2)	4 (0)	17 (2)
③児童相談所、福祉事務所		2 (0)	3 (2)	5 (2)	6 (2)	1 (0)	7 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
④保健所、精神保健福祉センター		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑤病院、診療所		14 (0)	15 (0)	29 (0)	17 (1)	22 (0)	39 (1)	22 (1)	15 (0)	37 (1)
⑥民間団体、民間施設		4 (0)	8 (3)	12 (3)	14 (3)	9 (1)	23 (4)	12 (0)	7 (1)	19 (1)
⑦上記以外の機関等		1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		39 (3)	80 (45)	119 (48)	90 (31)	79 (0)	169 (72)	58 (10)	63 (37)	121 (47)

※（ ）内の数字は、指導要録上、出席扱いとした人数（内数）

(2) 不登校支援事業の取組

～江別市適応指導教室「すぽっとケア」の活動～

支援の基本姿勢 学校に行きたくても 行けない子のために

- ◎集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のため
お子様や保護者の方の教育相談を進めながら困り感の解消に努めます。
- ◎学校と連携し、社会的自立に向かえるよう支援します。

※令和6年度からは、教育支援センター「ねくすと」として、常設会場で実施しています。（詳細は21ページをご覧ください）

1 活動場所と時間

活動場所：江別市青年センター（緑町西2-11） 江別市情報図書館（野幌末広町7）
活動時間：10:00 ～ 12:00

2 活動時期

週5回（月・火・水・木・金）
※学校の長期休業期間、祝日、閉館日、年末年始を除く。
・すぽっと読書：毎週火曜日に実施（情報図書館）
・ケア事業：月に1回程度（年間10回程度）実施

3 支援体制

教育支援課の専任指導員、専任相談員、学習サポーターで支援を行います。

4 活動内容

【すぽっとケア】

個別学習

～子ども自身が立てた計画に従って活動を行い、指導員と一緒に活動したり、必要に応じて指導・助言をしたりします。

集団活動・交流活動

～集団でゲームや軽運動（ボッチャ、バドミントン等）を行い、コミュニケーションの向上を図り、集団への適応を拡大・促進させ、対人関係の持ち方等を学びます。

体験活動（ケア事業）

～多様な活動を通じて、体験不足を補い、新しいものに挑戦する力や興味関心の幅を広げます。
◇具体的な実施内容としては、各種スポーツ（バドミントン・ボッチャ等の軽スポーツ）、制作・体験活動（陶芸、紙工作、調理実習、施設見学、高校見学、散策、百人一首、集団ゲーム等）の活動を組み合わせて行います。

訪問支援

～「すぽっとケア」へ通うことの出来ない子どもに対して、家庭訪問を行い、コミュニケーションを図りながら相談活動や学習を支援します。

学校訪問

～学校との情報交流の場として学校訪問を実施します。入級後の支援を協議したり、子どもの変化等について情報交換を行ったりします。

ア すぽっとケア・ケア事業実施回数

年度	すぽっとケア		ケア事業		備 考
	実施曜日	回数	実施曜日	回数	
R 3	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日	150	随時	9	8月23日(月)から月曜日も開級
R 4	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日	168	随時	11	
R 5	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日	197	随時	13	R 5年度から金曜日も開級

イ ケア事業の実施内容

回	月日(曜)	場 所	内 容	中学生	小学生	保護者	スタッフ
第1回	5月30日(火)	酪農学園大学	農業体験1 ジャガイモ・大根・ナス・枝豆の播種、メロン定植体験 講 師 酪農学園大学農業科環境教育学ゼミ生	7	0	2	8
第2回	6月23日(金)	江別中央コミュニティセンター	食育1 スパゲッティ・ミートソース 講 師 佐藤 紀子(学習サポーター)	8	2	5	6
第3回	7月14日(金)	酪農学園大学	農業体験2 ニンジンの播種及びダイコンの収穫、ハーブ石鹸制作体験 講 師 酪農学園大学農業科環境教育学ゼミ生	6	2	4	4
臨時回	8月23日(水)	酪農学園大学	農業体験(臨時) メロン及びエダマメの収穫 講 師 酪農学園大学農業科環境教育学ゼミ生	3	1	1	3
第4回	8月25日(金)	江別市青年センター体育館	当初実施予定日：猛暑のため実施を取りやめ				
	9月29日(金)		スポーツレク ～ ボッチャ、ミニバレー、バドミントン、バスケットボール他	11	4	4	5
第5回	10月3日(火)	とわの森三愛高等学校	通信制 学校説明 授業参観 施設見学 講 師 とわの森三愛高等学校 副校長、他	6	0	5	5
第6回	10月11日(水)	セラミックアートセンター	陶芸体験 講 師 セラミックアートセンター職員	13	2	8	5
第7回	10月13日(金)	酪農学園大学	農業体験3 ニンジン・ジャガイモの収穫、ポップコーン及びピザ調理と試食体験 講 師 酪農学園大学農業科環境教育学ゼミ生	9	1	7	3
臨時回	11月7日(火)	江別市情報図書館 デモ実験室	理科実験教室：おもしろ実験教室 葉脈標本づくり 講師 長谷川 敬(市教委S W)	8	1	7	5
第8回	11月10日(金)	江別中央コミュニティセンター	食育2 クレープとカスタードクリームづくり 講 師 佐藤 紀子(学習サポーター)	11	3	5	7
臨時回	12月18日(月)	江別市青年センター音楽室	ブラバンクラフト及び組紐づくり 講 師 三国 富美子(市教育委員会S W) 特別講師 鈴木 智恵美(市教委教育支援課職員)	14	2	6	5
第10回	1月26日(金)	江別市青年センター体育館	スポーツレク ～ ミニバレー、バドミントン、バスケットボール他	10	1	2	3
第11回	3月15日(金)	江別市青年センター音楽室	お別れ会 ※ 室内レク、セレモニー	12	2	6	14
計				118	21	62	73

ウ その他活動・事業

	月日(曜)	場 所	内 容	中学生	小学生	保護者	スタッフ
懇談会	6月30日(金)	野幌公民館 研修室	保護者懇談会	—	—	6	4
	11月15日(水)	野幌公民館 研修室	保護者懇談会	—	—	9	4

エ すぽっとケア参加人数(人)

区分	年度	参加児童生徒			参観者	
		小学生	中学生	合計	保護者	その他
実参加人数	R 3	5	60	65		
	R 4	8	50	58		
	R 5	13	45	58		
延参加人数	R 3	302	1,163	1,465	408	市教委 10、学校 20、実習関係者 146、ボランティア 54、他 12
	R 4	280	1,265	1,545	458	市教委 30、学校 11、実習関係者 98、ボランティア 62、他 35
	R 5	133	1,297	1,430	416	市教委 29、学校 37、実習生 64、実習指導関係者 4、ボランティア 13、他 32
1教室平均	R 3	2.01	7.75	9.81		
	R 4	1.67	7.53	9.20		
	R 5	0.68	6.58	7.26		

オ ケア事業参加人数(人)

区分	年度	参加児童生徒			参加保護者			合計
		小学生	中学生	計	小学生	中学生	計	
実参加人数	R 3	3	31	34	3	13	16	50
	R 4	6	29	35	4	12	16	51
	R 5	7	27	34	2	17	19	53
延参加人数	R 3	9	124	133	11	27	38	171
	R 4	26	102	128	21	28	49	177
	R 5	21	118	139	10	54	64	203
1教室平均	R 3	1.00	13.78	14.78	1.22	3.00	4.22	19.00
	R 4	2.36	9.27	11.64	1.91	2.55	4.45	16.09
	R 5	1.62	9.08	10.69	0.77	4.15	4.92	15.62

不登校支援

江別市教育支援センター

ねくすと

(旧・江別市適応指導教室すぽっとケア)

令和6年4月から場所が変わり常設化します。
活動時間が増え、午前・午後に活動します！



野幌末広町32 立石ビル2F ※階段を上って右側です。
※ 国道12号線沿い、ホームセンターの向かい側のビルです。

学校と連携して、
社会的自立に向かえる
ように支援します。



「ねくすと」の日課

10:00～11:15	学習の時間	・ 自学自習 自分の計画で自習 ・ 個室学習 個室でスタッフと学習
11:15～11:55	交流活動	・ スタッフとの交流 ・ 交流活動(トランプ等のゲーム)
11:55～12:00	帰りの会	・ 連絡
12:00～13:00	昼食・休憩	<水曜日は午後の活動はありません>
13:00～14:15	学習の時間	・ 自学自習 自分の計画で自習 ・ 個室学習 個室でスタッフと学習
14:15～14:55	交流活動	・ スタッフとの交流 ・ 交流活動(トランプ等のゲーム)
14:55～15:00	帰りの会	・ 連絡

※ 午前だけ、または、午後だけの
活用も可能です



ねくすと読書活動
(基本的に毎週火曜日)
10:00～12:00
情報図書館
午後は通常活動

ねくすと体育活動
(基本的に毎週木曜日)
13:30～15:00
市民体育館
午前は通常活動

ケア事業
(年10回程度)
・ 料理教室
・ 農業体験
・ 高校見学
・ 陶芸教室 etc.

通級までの流れ

1 入級相談

・ 学校、教育委員会、
ねくすとへ相談

2 見学・面談

・ ねくすと見学・体験
担当者との面談

3 学校への連絡

・ 学校が入級届を提出

4 通級 開始

お問い合わせはコチラ

江別市教育支援センターねくすと

TEL : (011)-376-0222

FAX : (011)-376-0258



(3) 家庭児童相談の概要

1-1 令和3年度～令和5年度 経路別相談件数

(実件数)

経路	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	保健所又は医療機関		学校等			里親	児童委員	家族親戚	近隣知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
3年度	117	9	1	19	18	0	6	10	0	5	2	0	2	1	43	23	0	2	91	12	0	5	366
4年度	95	3	0	21	13	4	9	7	0	4	3	1	4	5	45	17	0	3	146	7	5	11	403
5年度	114	4	3	6	40	3	6	6	0	1	11	0	4	0	54	30	0	1	142	4	1	30	460

1-2 令和3年度～令和5年度 内容別相談件数

(実件数)

内容 年度	養護相談		保健 相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談					その他の 相談	計
	児童 虐待 相談	その他 の 相談		肢体 不自由 相談	視聴覚 障害 相談	言語 発達 障害 等 相談	重症 心身 障害 相談	知的 障害 相談	発達障 害相談	＜犯 行為 等 相談	触法 行為 等 相談	性格 行動 相談	不登 校 相談	適性 相談	育児・ しつけ 相談			
3年度	164	132	2	0	0	0	0	36	5	1	0	5	5	0	0	16	366	
4年度	114	163	1	0	0	1	0	71	12	3	0	9	8	0	5	16	403	
5年度	133	201	12	0	0	0	0	65	3	1	1	12	17	0	7	8	460	

2 令和5年度 年齢内容別相談件数

(実件数)

内容 年齢	養護相談		保健 相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その 他の相 談	計
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢体 不自由 相談	視聴 覚障 害相 談	言語 発達 障害 等相 談	重症 心身 障害 相談	知的 障害 相談	発達 障害 相談	ぐ犯 行為 等相 談	触法 行為 等相 談	性格 行動 相談	不登 校相 談	適正 相談	育児・ しつけ 相談		
0歳	13	16	12														41
1歳	11	7														1	19
2歳	9	12										1					22
3歳	11	10															21
4歳	10	8						1							1	1	21
5歳	2	8						3									13
6歳	6	14						2				1	2		2	1	28
7歳	9	13						6				2	1			1	32
8歳	9	16						3	2			1	1				32
9歳	12	11						2	1								26
10歳	10	15						2				1	2				30
11歳	8	9						5		1		2	3			3	31
12歳	4	18						3				1	4				30
13歳	4	10						6			1		3		2		26
14歳	3	14						8				1			2		28
15歳	5	10						5					1			1	22
16歳	5	7						9				1					22
17歳	2	3						10				1					16
18歳以上																	0
計	133	201	12	0	0	0	0	65	3	1	1	12	17	0	7	8	460

(4) 関係条例・規則等

○ 江別市少年指導センター規則(令和2年教育委員会規則第4号)

(設置)

第1条 少年の育成指導に関係のある機関、団体が連絡調整を密にし、少年の健全な育成とその福祉を阻害するおそれのある行為の防止及びそれらに関する適切な指導を行うため、江別市少年指導センター（以下「指導センター」という。）を設置する。

(業務)

第2条 少年指導センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の指導活動等による非行防止に関すること。
- (2) 非行防止に関する相談並びに助言に関すること。
- (3) 非行防止のための調査研究及び情報資料の収集に関すること。
- (4) 江別市少年指導センター運営協議会に関すること。
- (5) その他少年の健全育成と非行防止に関すること。

一部改正〔平成7年教委規則7号〕

(少年育成委員)

第3条 前条に規定する業務を行うため、指導センターに少年育成委員（以下「育成委員」という。）を置く。

- 2 育成委員は、関係機関、団体及び民間協力者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 育成委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠により委嘱された育成委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 育成委員の身分は、非常勤の職員とする。

一部改正〔平成7年教委規則7号〕

第4条 育成委員が少年の指導に当たる場合は、教育委員会が別に定めるところにより行うものとする。

(職員)

第5条 指導センターに所長、職員及び専任指導員を置く。

第6条 指導センター所長には、教育委員会事務局の教育支援課長をもって充てる。

一部改正〔平成18年教委規則6号・21年3号〕

第7条 指導センター所長は、指導センターの業務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

○ 江別市指導連絡会開催要領(平成 12 年制定)

1 目的

学校及び関係機関等との連携を密にし、情報交換及び事例研究を通して、健全な児童生徒の育成を目的とする。

2 事務局

指導連絡会の事務局を江別市教育委員会に置き、少年指導センターが担当する。

3 構成員

指導連絡会の構成員は、次の者で構成する。

- (1) 所長(江別市少年指導センター) 及び職員
- (2) 江別市少年指導センター専任指導員
- (3) 江別市教育委員会が委嘱した小学校、中学校及び高等学校の生徒指導を担当する教員
- (4) 江別警察署生活安全課職員
- (5) 江別市子育て支援課職員
- (6) 江別市教育研究所事務局員
- (7) その他、江別市教育委員会が必要と認める者

4 会議

会議は、所長(江別市少年指導センター)が概ね2ヶ月に1回招集する。

5 内容

会議の内容は、次の通りとする。

- (1) 児童生徒の問題行動に関する情報交換
- (2) 事例研究
- (3) 市内祭典行事等の特別巡回指導計画
- (4) その他必要と認める事項

6 その他

会議の内容については、構成員が属する所属長に報告することを除き、他に漏らしてはならない。

○ 江別市生徒指導担当教員連絡会設置要綱(昭和 57 年制定)

(名称)

第1条 本会は江別市生徒指導担当教員連絡会（以下「生担連」という）と称する。

(事務局)

第2条 生担連の事務所を江別市教育委員会事務局に置き、所轄は教育委員会少年指導センターとする。

(目的)

第3条 江別市における生徒の生活面の実態を把握し、望ましい成長を促すと共にそれを阻害する問題を早期に発見し、予防と治療について連絡協議し、関係機関との連携のもとに活動を推進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 生徒の生活上の実態、傾向についての情報交換と分析。
- (2) 市内の校外諸地域の実態把握の活動。
- (3) 事例研究と研修活動の充実。
- (4) 指導活動の計画と実施。
- (5) 関係機関団体等との情報交換及び連絡調整(警察・保健福祉部・児童相談所・生指連・少年指導センター)

(組織)

第5条 各中学校の校務分掌上、生徒指導の中心となる教員で学校長の推薦による者を教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会事務局から少年指導センター所長、職員及び専任指導員が構成員として加わる。

(会長)

第6条 江別市教育研究会の特別委員会である江別市生徒指導連絡協議会の事務局長が会長にあたる。会長は、会を運営し会務を総括し生担連を代表する。

(会議)

第7条 会議は会長が招集し、原則として、あらかじめ決められた月1回の木曜日午後1時30分から午後5時までとする。

(任期)

第8条 会長・生徒指導担当教員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により委嘱された生徒指導担当教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ブロック編成)

第9条 各中学校の小学校とのブロック編成をして、小中学校間の連絡を取り、市内児童生徒の健全育成と非行防止に努める。

(庶務)

第10条 生担連の庶務は、教育委員会の少年指導センターで行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

○ 江別市青少年健全育成協議会条例(平成 26 年条例第 4 号)

(設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を図るため、江別市青少年健全育成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議すること。
- (2) いじめの防止等に関し関係機関及び団体の連携を図ること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 青少年問題に関する学識経験を有する者
- (2) 青少年の健全育成活動に関する団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

○ 江別市いじめ防止対策審議会条例(平成 30 年条例第 27 号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、江別市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査審議する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、第2条に規定する所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定による求めに応じて会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。